

荒尾市排水設備指定工事店の処分等の基準 等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、荒尾市下水道条例（昭和58年条例第8号。以下「条例」という。）第8条に規定する排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）に対して、荒尾市下水道条例施行規程（平成26年企業局管理規程第4号。以下「施行規程」という。）第21条の規定による処分及びこれに係る行政指導（以下「処分等」という。）を行う場合の基準及び手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(処分等の基準)

第2条 企業管理者（以下「管理者」という。）は、指定工事店が別表第1の違反行為の欄に掲げる行為（以下「違反行為」という。）を行った場合は、同表の違反点数の欄に定める違反点数を当該指定工事店に付すものとし、その累積点数（一の指定工事店につき、当該指定工事店が行った違反行為ごとに付した点数の合計をいう。次項において同じ。）に応じ、別表第2に定める処分等を行うものとする。

2 前項の規定による累積点数は、最後に点数が付された日を起算日として2年を経過しなければ消滅しない。

3 一の指定工事店が同時に2以上の違反行為を行ったときは、違反行為ごとの点数を付するものとする。

(処分等の手続)

第3条 管理者は、前条第1項の規定により行う処分等のうち行政指導を行うときは、行政指導通知書（様式第1号）により当該指定工事店に通知するものとする。

2 管理者は、前条第1項の規定により行う処分等のうち指定の停止又は取消しを行うときは、処分予定通知書（様式第2号）により当該指定工事店に通知するものとする。

3 管理者は、前条第1項の規定により行う処分等のうち指定の停止又は取消しの処分を行ったときは、処分決定通知書（様式第3

号)により、速やかに当該指定工事店に通知するものとする。

- 4 処分等の手続については、前3項に規定するもののほか、荒尾市行政手続条例(平成7年条例第31号)の定めるところによる。
(指定の停止又は取消し後の工事の施行)

第4条 指定の停止又は取消しの処分を受けた指定工事店は、当該処分の期間中において全ての排水設備工事を施行することができない。ただし、管理者が必要と認めたときは、施行中のもの限り工事完了まで施行することができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

	違反行為	関係条例及び規程	違反点数
1	排水設備工事責任技術者が1人以上専属していないとき。	施行規程第18条第1号及び第21条第1項第1号	51点
2	工事の施行に必要な設備及び器材を有していないとき。	施行規程第18条第2号及び第21条第1項第1号	51点
3	熊本県内に営業所がないとき。	施行規程第18条第3号及び第21条第1項第1号	51点
4	排水設備工事責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していないとき。	施行規程第18条第4号及び第21条第1項第1号	51点
5	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。	施行規程第18条第5号及び第21条第1項第1号	51点
6	条例又は施行規程に基づいて管理者が行う職務の執行を正当な理由なく拒み、又は妨げたとして次のいずれかに該当するとき。	施行規程第21条第1項第2号	—

(1)	排水設備新設等計画（変更）確認申請書を未提出のまま工事を完了し、当該設備の使用が開始されていたとき。	条例第6条第1項 施行規程第9条第1項	10点
(2)	排水設備新設等計画（変更）確認申請書を未提出のまま工事を着工し、当該設備の使用開始前にその事実が判明したとき。		8点
(3)	排水設備新設等計画（変更）確認申請書を提出したものの、施行規程第9条第3項に規定する計画の確認を受けた申請書の副本の交付を受けずに工事を完了し、当該設備の使用が開始されていたとき。	条例第6条第1項 施行規程第9条第3項及び第24条第2項第2号	6点
(4)	排水設備新設等計画（変更）確認申請書を提出したものの、施行規程第9条第3項に規定する計画の確認を受けた申請書の副本の交付を受けずに工事を着工し、当該設備の使用開始前にその事実が判明したとき。		4点
(5)	排水設備新設等計画（変更）確認申請書の記載内容に変更が生じた場合に、変更申請を行っていないとき。	条例第6条第2項 施行規程第9条第2項	3点
(6)	施行規程第9条第3項に規定する計画の確認を受けた申請書の副本の交付を受け、排水設備の工事が完了した後、正当な理由なく5日以内に排水設備等新設等工事完了届出書が提出されなかったとき。	条例第7条第1項 施行規程第11条	3点
(7)	排水設備等新設等工事完了届出書の提出後、正当な理由なく完了検査を受けなかったとき。	条例第7条第1項 施行規程第24条第2項第4号	3点
(8)	完了検査の結果、不良と認められた箇所について、指定した期間内に手直し工事が履行されなかったとき（材料及び構造の不備も含む。）。	施行規程第25条第1項	3点
(9)	完了検査後6か月以内に自己の工事に係る排水設備に故障を生じた場合に、この原因が不可抗力又は使用者の責めに起因する場合を除き、自己の責任におい	施行規程第25条第2項	3点

	て修理を行わなかったとき。		
(10)	排水設備工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。	施行規程第24条第2項第1号	3点
(11)	排水設備工事が排水設備工事責任技術者の監理の下において設計し、又は施行したものでないとき。	施行規程第24条第2項第3号	3点
(12)	上記の違反行為以外で、排水設備工事契約及び施行に関し不誠実な行為があるなど、指定工事店として不適當であると認められるとき。	施行規程第24条第1項	3点
7	その他管理者が指定工事店として不適當と認めたとき。		状況に応じ、管理者が決定する点数

別表第2（第2条関係）

累積点数	処分等の内容
1点以上20点以下	行政指導
21点以上30点以下	1か月間の指定の停止
31点以上40点以下	3か月間の指定の停止
41点以上50点以下	6か月間の指定の停止
51点以上	指定の取消し

様式第1号（第3条関係）

荒 第 号
年 月 日

住所
商号又は名称
氏名 様
(法人にあつては代表者の氏名)

荒尾市企業管理者 印

行政指導通知書

荒尾市排水設備指定工事店の処分等の基準等に関する規程第3条第1項の規定により、下記のとおり行政指導を行うので通知します。

なお、今後はこのような違反行為がないよう関係法令等を遵守の上、業務を行ってください。

記

指定工事店番号		
指 導 内 容	文書警告	
理 由		
違 反 点 数	前回	点
	今回	点
	累積	点
備 考		

様式第2号（第3条関係）

荒 第 号
年 月 日

住所
商号又は名称
氏名 様
(法人にあつては代表者の氏名)

荒尾市企業管理者 印

処分予定通知書

下記のとおり処分を行う予定であるので、荒尾市排水設備指定工事店の処分等の基準等に関する規程第3条第2項の規定により通知します。

記

違反行為の確認期日	年 月 日	
違反行為の確認場所		
指定工事店番号		
違反行為の内容		
違反行為の種別		
違反点数	年 月 日	点
	年 月 日	点
	年 月 日	点
	累積	点
予定している処分		
その他		

様式第3号（第3条関係）

荒 第 号
年 月 日

住所
商号又は名称
氏名 様
（法人にあつては代表者の氏名）

荒尾市企業管理者 印

処分決定通知書

下記のとおり処分を決定したので、荒尾市排水設備指定工事店の処分等の基準等に関する規程第3条第3項の規定により通知します。

記

停止（取消）決定日	年 月 日
指定工事店番号	
処 分 区 分	<input type="checkbox"/> 指定の停止 年 月 日から 年 月 日まで
	<input type="checkbox"/> 指定の取消し
理 由	
備 考	

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に荒尾市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

また、上記の審査請求をしなくても、この処分（この処分について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に荒尾市を被告として（訴訟において荒尾市を代表する者は、荒尾市企業管理者となります。）処分取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。